

近世地方史料拾遺

—美濃武田家所蔵文書—



為取替申済口一札之事 (武田家蔵)

はじめに

日比野晃

ここに載録した文書三点は、美濃加茂野（現在、岐阜県美濃加茂市加茂野）にて、代々庄屋をしていた武田家に所蔵されているものである。半世紀も前には長持に二棹あったと云う記録類も、今はこの三点と家系図を残すのみとなっている。断片的に残されているこれら一つ一つでは特に大きな意味を見出せないが、他所に存在する地方史料との関連の中においては、一定の役割を果すものと考えられる。

載録に当り、出来るだけ原形をとどめることに努力したが、読解の便をはかり、句読点・並列点を付した。また、「西東両社井井財天稲荷天満宮棟札写」については、その頁数を（ ）で以って下部に記し、末尾に若干の問題点を記した。

なお、本稿作成に当り、武田大三氏・伊藤忠士氏・故高田政之氏の御協力があつたことを記し、ここに深く感謝する。

【文書一】

為取替申濟口一札之事

割印

一肥田瀬村下組之地内太田より関江往来筋川渡之儀者、川向へ付右村田畑も有之、殊ニ出水之節者難渋之者も難見捨付而ハ、下組小前之者取計良いを以、右場所渡船渡橋い多し候處、当年四月加茂野村之者喜助儀、渡船之儀ニ付、肥田瀬村船預リ左之名前之者と致口論、其節事濟い多し候上、又々今般再論尔於よひ、加茂野村より太田御役所江願出候付、鷹巣村高井伴六へ内濟取扱被仰付、右伴六が為模通肥田瀬村又右衛門指加へ、兩人ニ而双方へ申談候趣ハ、右場所以来加茂野村が通路い多し候儀、近村も同様渡船渡橋為致候筈、尤往来通用のミ之舟橋丹ても無之儀ニ候得者、外村も通路同様、勿論互ニ減勝成儀無之様可致事、若又左右方共、以来不埒之筋申掛ケ候儀も有之節者、其所之庄屋所江相達シ、互ニ強氣成働致間敷事

右之趣をも取扱人双方へ申談シ、事濟い多し候而者可然哉之旨相尋候付、双方共承知納得有之、殊ニ双方共夫々村役人へも申届ケ候處、猶又両村共村役人不残承知、聊故障之筋無之候、依之為後証右挨拶人兩人奥書印形相載セ、勿論右船橋引請之者并ニ訴詔方加茂野村喜助并ニ同人五人組弥市、左之通リ致連判、如此両村江老通宛為取替相濟候処相違無之候条、仍而如件

割印

寛政七卯九月

前書之通相違無之事也

笠松御代官所御支配

加茂郡肥田瀬村下組

舟橋方之者

彦左衛門

印

林蔵

印

長七

印

尾州様御領分

同郡加茂野村

同村五人組

喜助

印

同村五人組

弥市

印

笠松御代官所御支配

肥田瀬村上組年寄

取扱人

又右衛門

印

尾州様御領分

鷹巣村

取扱人

高井伴六

印

此一札

加茂野村預

【文書二】

御儉約御触状之写

一今度御儉約御年限継ニ付、向々江茂儉約之儀被仰出候、夫ニ付百姓共簡略之儀者、宝曆年相触候趣有之、其後も追々相触置事ニ候得共年経候、随ひ相内而之奢侈之風俗ニ相(成、心得力)違之者も有之哉ニ相聞、不都合之事ニ候、依右宝曆年触書写相触候間、右之趣を目当ニい多し、其後追々触置候趣、弥違却無之様急度可相守候、若心得違之者有之候ハ、吟味之上咎可申付候

正月

宝曆九卯年触出

百姓共之儀、世上一統之事ながら、近年段々困窮於よひ、勿論村所ニもよ里、一村之内ニ而も貧富兩様有之候得とも、都而ハ近來打続年加良阿しく、其上世之上之奈らハし奈から、昔ニ無之悪ようの暮シ方、百姓之身分分ハ過分之事ノミ多く候、其年之天災者各別、田畑ハむかしニ替ら春候得共、本し加等諸事やしな以ことの高直ルて、こやしの手当仕兼、仍而諸立毛何方も甚作り於とり来り候、且困窮尔付てハ、いた春ましき悪業尔もた津さハり、其筋よりハ実儀を取らし奈以、村所尔より給人之申付をまかるんし、并ニ庄屋等も村役人申付をもちい春、かへつ天争論出入ニ及び、出春へき年貢・役銀等ニ於こたり候類阿ま多有之、甚不埒之事ニ候

一此通りの風儀尔天ハ、何連尔も大小之百姓とも末長く身上相統致か多き段、誠ニ煩然尔候間、此段よく覚悟せしめ、向後一統急度所存を阿らた免、敵敷簡略可仕候、人々身持ハ古ヘルたち於とり、質素をもとし、身分不相応之奢を禁絶い多し、農業無油断心を尽シ可致出精候

一近年御用ニ付、村々諸懸リ津以へ大分之事ニ付、可成程ハ前々立毛とり、諸懸リ者随分ニ介んし候様被成下等ニ候間候間、村々於の天も庄屋・村役人共入念私なく申合セ、御年貢・役銀等定リ候出シ物之外、内証の村懸リ物少シも費成儀一切仕間敷候、仍而改メ簡略可仕品々左之通申渡候間、急度相守可申候

一家居修復之儀、前々有来リ候通よりも軽く致へし、新規ぞうさく儀、可成程者省略せしめ、不叶儀者分限ガかろく可致候、併小シも費用之造作ハ堅致間敷事

一衣類之儀、大小百姓・男女とも尔地木綿・地布尔かぎり着致候、夫より以上品堅着用仕間敷候、其内、

御目見百姓

苗字帯刀之百姓

本陣

宿置 問屋

年寄

庄屋

村々ニ而頭分之者

右者、年頭并祝儀・仏事阿るいハ他所者参会の節ハ、絹・紬・晒

着用不苦候、尤常々ハ地木綿・地布類着用い多春へく候

但、妻・娘の衣服、親・夫之衣服尔准春へし、帯并腰於ひハ飛紗綾より以上之品不可用候、下人・下女ハ衣類・帯とも尔都而地木綿・地布の外不可用候

一右百姓之妻・娘着くし・かう可いの儀、たいま以・ぞうげ類堅く不相用、木・春いぎうを用ひ可申事

但シ木くし尔ても、高蒔絵・切金相用ひ申間敷候、尤平百姓の妻・娘并惣して召仕女ハ、木地櫛・かうが以鯨骨を可用候、かんさしの儀、追々相触候通弥か多く相用ひ申間敷候事

一雨天之節、平百姓さし笠・木綿合羽用ひ申間敷候、并ニ肥付馬桐油懸ヶ候儀、堅致間敷事

一娘等縁付候節、たとひ身体宜敷た里共、道具至極かろく相尔可致候、衣類者右定之通たるへき事

但、乗物尔のせ申間敷事

一常々振廻之儀、か多く致間敷候、祝義事并仏事等之節も村中振廻之儀、堅致ましく候、親類并ニ各別之訳有之者寄合候とも、手作物・有合候品ニ而一汁一菜尔かざる遍き事

一音信・贈答之儀、常々堅仕間敷候、祝儀・仏事等之節、手作物・殺生物を以、近親の者少々之とりやり可為各別事

一寺社奉加・寄進等之儀、少分ニ多い多し、目立候儀、分ニ過多る儀堅致間敷候

一酒かぶ無之者ハ勿論酒作り申間敷候、并ニ村々尔天清酒売候儀、向後仕間敷候、不叶訳有之、酒商売仕度儀も有之時者、願之上可受

差凶事

但シ所々海道筋并ニ市場有之村々尔てハ、清酒売候儀、不苦事一御役人宅江常々無音見廻ハ勿論、年頭并暑寒とも相越候儀、向後相止へき事

一惣して天御役人類江手入・賄賂等致間敷旨、追々相触置候、弥以堅く相守へく候、若背候者有之尔於いてハ、庄屋・組頭共ニ越度たる遍き事

但シ御役人様并召仕等ニ至迄、金錢之無心其外非分申懸候ハ、無遠慮可訴出候、役所江うつ多へ出か多き品ハ、御目付方江飛そ可に可申候、後難不懸様ニ可致事

一在々江相越候大小之御役人江支度之儀、弥先達而相触置候通、上下とも尔其所之品を以、一汁一菜尔かざるへく候、勿論上下共尔酒堅ク出間敷事

但シ木錢・飯米代定之通、急度可請取事

一浄瑠璃・三味線等其外遊芸を常々毛て阿そひ、金銀をついやシ、農業を於ろそかニいたし候者も有之候ハ、急度可申付事

一神事・祭礼等古例之通軽くとり於こ奈ひ、神事尔古とよせ芝居体之儀、惣して少尔ても新規之品并花美物・数寄・酒宴・遊興等、か多く致間敷事

附、村控之社堂修復も随分軽く致し、取広ヶ申間敷候、尤只今迄之通相願、可請差凶事

一高持百姓惣領・次男の外、田畑王け遣し候儀、堅く致間敷候、不叶子細有之時ハ御代官・地頭へ相達、可請差凶事

一 農業を下人まかせれい多し置、田畑へも折々不罷出者も相聞、甚不可然候、已来亭主ハ勿論、俸・懸リ人等も商用尔不懸者ハ、農業専ら尔相者げむへく候、於ろそ可なる者ハ、吟味之上、急度可申付事

一 近來小百姓共強氣尔相成、少分之儀をも公事出入体ニ仕成し、大勢申合セ、村方さハ、可せ候ニ付、於のづから農業を於こ多り、費用もかゝり不埒之至候、向後惣体風儀正しく、実儀を専一ニ可致事

右之趣、当年おきびしく可相守候、衣類之儀者当九月朔日より里可為定之通候、尤ヶ條ニ無之儀共夫々右ニ准し、万端暮シ方急度切替、朝暮専ニ<sup>膳</sup>食を用ひ、至極簡略い多春、遍く候、此触書、庄屋所ニ写張置、免割其外常々百姓寄合候節々、度々読きかせ可申候、折々役人相廻候間、若背乃毛の有之於以天ハ、吟味のうへ、急度咎可申付候、品ニよ里、所庄屋・組頭迄可為越度者也

卯七月

御国奉行所

別紙之通り支配所江相触候様、御勘定奉行衆被申聞候付、相触之候間、村中小前之者共へ不洩様可申聞候、此状承知之上、村々ニ而写取、早々順達納村より陣屋江可返候、以上

文政四年

巳之三月

馬九八郎

〔文書三〕

万延二年

西東両社并弁財天稻荷天満宮棟札写

辛酉二月社日改之

東之宮棟札寛

建立 元禄十三庚辰十一月廿七日

御選宮 今泉村 宝積院

大工 深田村 兼松伝左衛門

当酉年迄百六十二年ニ成

再建 正徳二壬辰年七月吉日

御選宮 酒倉村 禅大寺

大工 木野村 藤原朝臣

木村喜七郎

庄屋 武田武助

藤吉源市

当酉年迄百五十年ニ成

(表紙)

(二頁)

上葺 享保六辛丑十二月十八日

選宮

大工 深田村

兼松伝七郎

当酉年迄百四十一年ニ成

上葺 元文四己未八月廿八日

選宮

大工 蜂屋村

宝寿院

河合定右衛門

当酉年迄百二十三年ニ成

再建 宝曆二壬申十一月

選宮

宝寿院

大工

石原定右衛門

武田源十郎

庄屋

藤吉源市

武田助左衛門

当酉年迄百九年ニ成

修覆 寛政七乙卯十一月

宮移

大工 上蜂屋

春見八郎右衛門

当酉迄六十七年ニ成

(一頁)

修覆 文化九壬申十一月

宮移

大工 上蜂屋

春見八郎右衛門

当酉迄五十年ニ成

拝殿建替 天保九戊戌三月

宮移

宝寿院

大工 下ハチャ村

平野又右衛門  
藤原応吉

庄屋

藤吉門蔵  
武田源蔵  
藤吉嘉助

当酉迄廿四年ニ成

上葺 天保十三壬寅三月

宮移

宝寿院

葺師 犬山熊野町

才兵衛

大工 下ハチャ

平野又右衛門

庄屋

藤吉門蔵

同

武田源蔵

組頭

藤吉嘉助

当酉迄廿年

(二頁)

(二頁)

(三頁)

修 覆 安政六己未三月八日

神入 宝寿院

大工 赤塚豊吉

庄屋 藤吉嘉助  
武田源蔵

当西迄三年ニ成

西之宮

建 立 寛文八戊申年五月五日

選宮

大工 濃州之住 奥村九兵衛

当西迄百九十三年ニ成

再 建 元禄三庚午霜月十五日

神入 サカクラ 禅太寺

当西迄百七十一年ニ成

同 正徳五乙未二月三日

宮移 宝寿院

大工 上ハチヤ 春見半七郎

当西迄百四十五年

(三頁)

上 葺 享保十九甲寅二月十五日

宮移 宝寿院

大工 上ハチヤ 石原定右衛門

当西迄百二十七年

再 建 宝暦三癸酉六月廿四日

宮移 宝寿院

大工 中蜂屋村 足立丈助  
藤原昭親

当西迄百八年

同 宝暦十二壬午十二月

神入 宝寿院

大工 上ハチヤ 石原定右衛門  
カモノ 武田源十郎  
上ハチヤ 石原長之介

当西迄九十九年

上 葺 安永六丁酉十一月

宮移 宝寿院

庄屋

藤吉定八  
同 源市  
武田武助  
同 宮助

(四頁)

同 寛政七乙卯十一月

宮移

大工 上ハチヤ

春見八郎右衛門  
藤原俊高(カ)

(四頁)

庄屋

武田源蔵  
藤吉嘉助

当酉迄二十五年

修覆上葺 万延二辛酉二月廿日天社日

庄屋

武田助左衛門  
同兵四郎  
藤吉嘉助  
同門蔵

宮移

宝寿院

大工 太田村

赤塚豊吉

当酉迄六十六年

同 文化十三丙子十二月

選宮

大工 上ハチヤ

春見儀兵衛

(五頁)

組頭

武田良助

庄屋

藤吉門蔵  
武田源助  
藤吉嘉助

(五頁)

当酉迄四十五年

同 天保八丁酉閏四月廿三日

宮移

大工 下ハチヤ

平野又右衛門  
藤原応吉

弁天宮

上葺 享和二壬戌六月十六日

神入

宝寿院

(六頁)

藤吉門蔵



大工 伊辺村

森田源兵衛

庄屋

藤吉門蔵  
武田源助  
藤吉奥右衛門

当西迄六十年ニ成

上葺

文政六癸未二月吉日

神入

宝寿院

大工 ハチャヤ村

林安兵衛

庄屋

藤吉門蔵  
武田源蔵  
藤吉嘉助

当西迄三十九年

上葺

嘉永二己酉二月吉日

神入

宝寿院

大工 木野村

木村国蔵

再建

天保三千辰二月吉日

神入

宝寿院

庄屋

藤吉門蔵  
武田源助  
藤吉嘉助

当西迄三十年

同 嘉永元戊申十二月吉日

神入

宝寿院

庄屋

武田源蔵  
藤吉嘉助

当西迄十四年

稻荷宮

建立 天保六乙未弥生吉日

神入

宝寿院

庄屋

武田源蔵  
藤吉嘉助

当西迄廿七年ニ成

庄屋

藤吉嘉助  
武田源蔵

当西迄十三年

建替 万延二辛酉二月廿五日

神入

宝寿院

大工 太田村

赤塚豊吉

庄屋

武田源蔵

(六頁)

(七頁)

(七頁)

(八頁)

組頭

藤吉嘉助

武田良助

藤吉門蔵

武田兵助

藤吉新蔵

武田儀助

藤吉伝蔵

武田八九郎

藤吉伝四郎

天満宮

建立 文政六癸未二月吉日

宮移 宝寿院

大工 上ハチャ 林安兵衛

当西迄三十九年

..... (以下他筆) .....

再建 元治元甲子六月廿二日

神入 宝寿院

庄屋 藤吉定一郎

同 門蔵 同 門蔵

武田武八

上葺 慶応貳寅年三月十四日

神入 宝寿院

大工 今泉村 殿部鉄五郎

葺主 小川磯右衛門

庄屋 藤吉門蔵

同断 定市郎

武田武八郎

(九頁)

(八頁)

【注】 (六頁) から (七頁) にかけて、嘉永二(一八四九)年の次に天保三(一八三二)年・嘉永元(一八四八)年と続き、記事が前後している。また、(八頁)の「庄屋藤吉嘉助・武田源蔵、当西迄十三年」の記事が孤立して、内容が統一されていない。

これは帳綴の段階で間違われたものと考え、(六頁)(八頁)(七頁)の順序に変えてみると、右の矛盾は解消する。尤もこの場合、内容の序列が天満宮・稻荷となり、表紙のそれと異なってくるが、表紙が「西東両社」であるにもかかわらず、本文では東、西の順で記載されている事実からして、表題に拘泥する必要はないだろう。

故に、正しい順序は(六頁)(八頁)(七頁)であると思われる。

(九頁)